

政務活動費収支報告書

令和4年3月29日

島田市議会議長 大石 節雄 様

議員氏名 山本 孝夫

令和3年度の政務活動費について、次のとおり報告します。

収入の部

単位：円

項目	決算額	摘要
政務活動費交付金	183,326	
計	183,326	

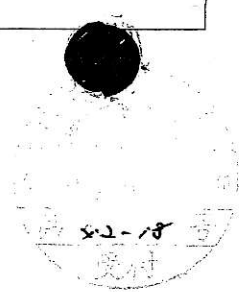
支出の部

単位：円

項目	決算額	摘要
調査研究費	0	
研修費	59,060	セミナー2回受講
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	24,595	書籍購入
その他の経費	0	
計	83,655	







政務活動費残額 99,671 円

※ 調査研究その他の活動の概要及び領収書を添付してください。



政務活動費支出決算額明細書

項目	支出明細	領収書貼付用紙の番号
研修費		59,060 円
	地方議会総合研究所セミナー参加	
	R3. 11. 12～R3. 11. 12 38,600 円	
	・旅費 13,600 円	1
	・受講料 25,000 円	2
	市町村アカデミーセミナー参加	
	R4. 1. 6～R4. 1. 7 20,460 円	
	・旅費 14,260 円	3
	・受講料 6,200 円	4
資料購入費		24,595 円
	・よくわかる公会計制度 2,420 円	5
	・新統一地方公会計基準 3,080 円	6
	・自治体議会の政策サイクル 2,530 円	6
	・PPP/PFI に取り組むとき最初に読む本 2,970 円	6
	・デジタルマーケティングハンドブック 2,200 円	7
	・よくわかる加工特産品のつくり方売り方 2,095 円	7
	・定期購読新聞 赤旗 R3. 6～R4. 3 10 か月分 9,300 円	8, 9, 10, 11, 12
計	83,655 円	

	議 長	副議長	事務局長	次 長	係 長	担 当
決 裁						

領収書貼付 用紙の番号	/
----------------	---

政務活動出張申請書

令和 3年10月 4日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 山本 孝夫

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をたく届け出ます。

出張年月日	令和3年11月12日 から 令和3年11月12日まで
出張先	(株)地方議会総合研究所 東京都文京区千石2-34-6 講座会場 アットビジネスセンター池袋駅前別館
出張の目的	講座名 上下水道事業の現状と課題 ～安定的な地方公営企業の経営を目指して～ 午前 上下水道事業のあり方 午後 地方公営企業の改革 講師名 宇野二郎 横浜市立大学教授
行程・利用交通 (交通手段の理由)	別紙の行程表（交通費計算書）による。
旅費	別紙 政務活動出張旅費支出伝票による

	議長	副議長	事務局長	次長	係長	担当
決裁						

領収書添付用紙の番号

政 務 活 動 出 張 旅 費 支 出 伝 票

出張日	令和 3 年 11 月 12 日	～	3 年 11 月 12 日
出張先	静岡市 静岡市民文化会館		
旅費	交通費	宿泊費	日当
参加者負担金等			
下記計算の基礎参照	13,600円		
		計	13,600円

計算の基礎

旅程	合計	km
島田 ～ 静岡 ～ 品川 ～ 池袋 ～ 品川		
静岡 ～ 島田		
鉄道運賃 ※601キロ以上は往復割引適用(同一経路のみ)、地下鉄等は2キロ以上から ↓片道キロ数		
島田 ～ 池袋	(216.4 km)	往復 7,480 円
～	(km)	往復 円
～	(km)	往復 円
～	(km)	往復 円
		計 7,480 円
加算運賃 (JR北海道、四国、九州)	km	円
()		
鉄 道 運 賃 計		7,480 円
特急料金等 ※乗継割引利用な場合は利用、座席指定の可否確認、片道キロ数確認		
新幹線	静岡 ～ 品川 (173.4 km)	往復 6,120 円
在来線特急	～ (km)	往復 円
在来線急行	～ (km)	往復 円
座席指定料金	～ (km)	往復 円
↓片道キロ数		
車賃(バス・タクシー)	～ (km)	往復 円
航空賃、船賃	～	往復 円
交 通 費 合 計		13,600 円
宿泊料	@13,100 × 泊	円
日当	@2,600 × 日 + @1,300 × 日	円
	↓日当の調整がある場合は、理由を記載すること	
	()	
その他		円
旅 費 合 計		13,600 円

領 収 書 等

項 目	研修費		
支出明細	受講料	領収書貼付 用紙の番号	2

領収証

島田市議会議員
山本孝夫 様

No _____

2021年11月12日

金額 **¥25,000**

内
消費税等

現金	

但 11月12日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました









〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



決 裁	議 長	副議長	事務局長	次 長	係 長	担 当
						

領収書貼付 用紙の番号	3
----------------	---

政務活動出張申請書

令和 3年12月21日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 山本 孝夫

市政調査研究（調査研究・研修）のため、下記に出張をたく届け出ます。

出張年月日	令和4年1月6日 から 令和4年1月7日まで
出張先	公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所 千葉県美浜区浜田1丁目1番
出張の目的	令和3年度市町村議会議員特別セミナー③ に参加する
行程・利用交通 (交通手段の理由)	別紙の行程表（交通費計算書）による。
旅費	別紙 政務活動出張旅費支出伝票による

	議長	副議長	事務局長	次長	係長	担当
決裁						

領収書添付 用紙の番号	
----------------	--

政 務 活 動 出 張 旅 費 支 出 伝 票

出張日	令和 4 年 1 月 6 日	～	令和 4 年 1 月 7 日
出張先	千葉県千葉市 市町村職員中央研修所		
旅費	交通費	宿泊費	日当
参加者負担金等			
下記計算の 基礎参照	14,260円		
		計	14,260円

計算の基礎

旅 程	島田	～	静岡	～	東京	～	幕張本郷	～	東京	～	合計	km
	静岡	～	島田	～		～		～		～		
鉄道運賃	※601キロ以上は往復割引適用(同一経路のみ)、地下鉄等は2キロ以上から											
	↓片道キロ数											
	島田	～	幕張本郷	(238 km)	往復	8,140 円					
				(km)	往復	円					
				(km)	往復	円					
				(km)	往復	円					
						計	8,140 円					
加算運賃 (JR北海道、四国、九州)	() km 円											
鉄 道 運 賃 計											8,140 円	
特急料金等	※乗継割引利用な場合は利用、座席指定の可否確認、片道キロ数確認											
新幹線	静岡	～	東京	(180.2 km)	往復	6,120 円					
在来線特急		～		(km)	往復	円					
在来線急行		～		(km)	往復	円					
座席指定料金		～		(km)	往復	円					
車賃(バス・タクシー)		～		(km)	往復	円					
航空賃、船賃		～				往復	円					
交 通 費 合 計											14,260 円	
宿泊料	@13,100 × 泊						円					
日当	@2,600 × 日 + @1,300 × 日						円					
	↓日当の調整がある場合は、理由を記載すること											
	()											
その他							円					
旅 費 合 計											14,260 円	

領 収 書 等

項 目	研 修 費		
支出明細	受 講 料	領 収 書 貼 付 用 紙 の 番 号	4
別紙、次頁に			

整理番号
領収書発行日

86
令和4年1月6日

領 収 書

島田市議会 山本 孝夫 様

¥6,200※

但し、研修負担金として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー
受講者氏名 : 山本 孝夫

入金日 : 令和3年12月20日
入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田1-1
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
分任出納役 酒井 航

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	よくわがる 公会計制度	領収書貼付 用紙の番号	5

領 収 証

島田市議会議員 山本 孝天 様 令和3年 10月 19日

★ 4,242.00

但書籍代。
上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)




コクヨ ウケ-104B

よくわがる
公会計制度

¥ 2,200 + 税 = 2,420.-

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	下記に示す 3冊	領収書貼付 用紙の番号	6

領 収 証		No. 578224
島田市議会議員山本孝夫様		2021年10月15日
金額	¥ 8 5 8 0	
但し書替代として	上記の通り領収致しました。	現金 クレジットカード カード その他
印 紙	取扱店舗 〒420-8508 静岡県静岡市葵区鷹匠1-1-1 新静岡セノバ5F 株式会社 ジュンク堂書店 MARUZEN&ジュンク堂書店 新静岡所 TEL (054) 275-2277 〒420-8508 株式会社 丸善ジュンク堂書店	係 員 

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です

新 統 一 地 方 公 会 計 基 準	¥ 2800 + 税 = 3,080
自 治 体 議 会 の 政 策 サ イ ク ル	¥ 2300 + 税 = 2,530
PPP/PFI に 取 り 組 ん だ 時 に 最 初 に 読 む 本	¥ 2700 + 税 = 2,970

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	下記に示す 2冊	領収書貼付 用紙の番号	7



八重洲ブックセンター八重洲本店
TEL03-3281-1811 FAX03-3281-1848

店No: レジNo:0006
2022年01月07日(金) 16時06分

領収証

島田市会議員山本孝夫様

合計 ¥4,295
(うち消費税等 ¥390)

但し 書籍代として

売上レシートNo. 060181846

上記正に
領収いたしました

印紙

八重洲ブックセンター本店
東京都中央区八重洲2-5-1

03-3281-1811



<保管上のお願ひ>
内側に折って保管して下さい

レシートNo:060181847
扱:005 責5川原

デジタルマーケティング
ハンドブック

¥2000 + 税 = 2,200

よしかる
加工特産品の
つくり方、売り方

¥1905 + 税 = 2,095

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	しんぶん購読	領収書貼付 用紙の番号	8

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

930 円

定期購読

2021 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

6月分

7月分

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

*印は税率8%

コロナが蔓延するもとのオリンピック開催
は無理です。「中止の決断を」の声を上げよう。

領収日 5/25 投書 松井

930円 x2

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

930 円

2021 年 7 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

*印は税率8%

東京都議選は激戦の中前進しました。いよいよ総選挙です。野党共闘の要、日本共産党を大きく前進へ。

領収日 8/20 投書

領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	しんぶん購読	領収書貼付 用紙の番号	9

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名 部数 金額
「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930

$\times 2$
71260

*印は税率8%

五輪強行でコロナ感染が広がる一方です。国民の命が第一です。総選挙で決着を。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930 円

2021 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

領
収
日

8/24 扱
者



定期購読

8月分

9月分

930円×2

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名 部数 金額
「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930

*印は税率8%

いよいよ総選挙です。蔓延するコロナ対策も後手後手の自公政権を、何としても退陣に。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930 円

2021 年 9 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

領
収
日

9/30 扱
者



領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	しんぶん購読	領収書貼付 用紙の番号	10

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930 円

定期購読

2021 年 10 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

10月分

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

11月分

*印は税率8%

政権交代を目指す総選挙が始まります。比例
で日本共産党を広げてください。

領
収
日

11/19

投
者



930^円 × 2

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930 円

2021 年 11 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

*印は税率8%

衆院選挙は残念ながら野党の前進が果せませ
んでした。みなさんのご支援に感謝を申し上
げます。来年の参院選で捲土重来を期します

領
収
日

11/19

投
者



領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	しんぶん購読	領収書貼付 用紙の番号	11

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

*印は税率8%

1年間ご協力感謝します。総選挙はくやしい結果になりましたが、来年の参院選では政権交代の足がかりを目指し頑張ります。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

930 円

2021 年 12 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

領
収
日

12/21 投
者



定期購読

12月分

1月分

930円

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

*印は税率8%

今年もよろしくお願ひします。オミクロン株が広がりつつあり、健康と命を守りながら夏の参院選で前進を。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

930 円

2022 年 1 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

領
収
日

2/8 投
者



領 収 書 等

項 目	資料購入費		
支出明細	しんぶん購読	領収書貼付 用紙の番号	12

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930 円

定期購読

2022 年 2 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

2月分

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

3月分

*印は税率8%

オミクロン株が蔓延しています。換気や接触
に注意して命を大切に作る社会に。

領収日 2/25 投者

930^円 × 2

山本 孝夫

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930 円

2022 年 3 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

*印は税率8%

一方的に侵略をすすめるロシアに世界各国で
怒りの抗議が起きています。声を出してプー
チン許すなを。

領収日 3/30 投者

調査研究報告書

令和4年3月29日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 山本 孝夫

令和3年度の調査研究テーマに基づく活動等について、次のとおり報告します

今年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による活動制限があり十分な情報収集ができなかったが、それでも感染状況が低下した時期を利用し、予防対策ができている研修会に参加し活動した。また不足する資料は関係書籍を購入して研究につなげた。

以下、3年度当初に提出した研究テーマについて報告する。

1. 行財政改革について

千葉市の市町村アカデミーで行われた特別セミナーの講義4コマのうち、「自治体のハラスメント対策と議会」と「自治体議会の政策力をどう強化するか」がこれにあたる。自治体内でのパワハラ、公務員と議員との間のパワハラ、議員と住民との間のパワハラ、など関係する人間の間でパワハラは発生し得る。自ら活動言動に注意をしまた議会の中でも慎重に活動し、高いレベルで議論を深めてゆきたい。

議会の政策力については議員間討議を充実すべきと学んだ。とかく自分の意見のみを発言し自己満足している議員の集まりでは住民の負託に応えられないだろう。同僚議員の意見には耳を貸さない議員の集まりでは議会からの政策形成などは望めるはずもない。新しい議員も多く政策力強化はなかなか課題が多い。どこから進めるかを意を同じくする仲間と事を進めたい。

2. 防災、環境対策について

地方議会総合研究所主催の上下水道事業の現状と課題の講座を受講した。上水道事業と下水道事業は生活環境に大きく関わっている。島田市は浄化センターの能力は当初の設計規模に比べればかなり低く、現状下水道の計画は当初の計画から大きくずれている。一方し尿処理場の処理は最大能力値に近く余裕がない。県の広域化の計画路線に従えば、近隣市町との連携計画が必要で他地区で実績のある MICS 方式を学び、これを一般質問の題材にも活用し議会で紹介した。今後県の広域化の動向を見ながら島田市の下水道を注視してゆく。

3. 島田市の教育について

市町村アカデミーでの1講座が教育分野の話である。デジタル社会の到来によって教育の在り方が変わってくる。地域格差がなくなり、情報は全国で共通に入手できるようになる。家庭で育てる教育から社会で育てる教育が変わってくる。特に幼児期の教育は重要で、虐待がスタートするのもこの時期からであり、環境整備が急がれる。全国では「子どもの権利に関する条例」を制定する自治体が増えてきており、最近の県内では富士市が制定したようである。内容を調査し島田市でも議会からの発案でこのような条例が制定に至るかどうかにさらに研究を進めたい。

4. 島田市の活性化について

これも市町村アカデミーでの「自治体のデジタル化をどう進めるか」の講座が活性化のヒントになった。島田市でもデジタル化を進めており、より有効に活用することによって住民生活の利便性は高まるだろう。窓口業務のデジタル化はもとより、農業分野のデジタル化や観光部門のデジタル化によってこれからの地場産業の発展に期待される場所は大きい。正しく理解し活用し導くことが肝要で、どこでもやっているデジタル化以外に独自の工夫で産業に活用できないか模索してゆきたい。

購入書籍について

① よくわかる公会計制度

上下水道の公会計制度の研究のため購入

② 新 統一地方公会計基準

上下水道の公会計制度の研究のため購入

③ 自治体議会の政策サイクル

議会力向上のための研究に購入

④ PPP/PFI に取り組むときに最初に読む本

金谷地区 PFI 事業に向けての研究に購入

⑤ デジタルマーケティングハンドブック

デジタル活用の産業活性化のヒントのために購入

⑥ 加工特産品のつくり方、売り方

緑茶化計画に伴う商品開発と拡販手法を学ぶため購入

報 告 書

令和 3年11月26日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 山本 孝夫

市政調査研究（調査研究・研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和 3年11月12日 から 令和 3年11月12日まで
研修 研修名、出張先及 び主催者	<p>講座名 上下水道事業の現状と課題 ～安定的な地方公営企業の経営を目指して～</p> <p>午前 上下水道事業のあり方 午後 地方公営企業の改革</p> <p>講師名 宇野二郎 横浜市立大学教授</p> <p>主催者 (株)地方議会総合研究所 東京都文京区千石2-34-6</p> <p>会場 アットビジネスセンター池袋駅前別館</p>
報告事項	<p>今回は今まであまり議論がされてこなかった一般会計から離れている企業会計について改めて学ぶことにした。</p> <p>午前中 「上下水道事業のあり方」の講座</p> <p>○水道事業の市町村公営原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制町村制が制定され公営というより「市町村」公営が制度化された。 ・1910年代に県営、組合営、私営の水道事業が誕生 → この制度の下、発展してきた大都市水道のあり方や、必要性が戦後の地方公営企業制定1952年に影響した。 公営とは利益は出さないということを意味する。 ・この後水道法で市町村経営原則を確認 ・高度成長期、工業用水の増加、水源開発の必要性が高まりこれが県営用水供給事業の増加につながる。→工業用水道事業法制定 ・1977年水道法改正で広域的整備計画の導入、市町村経営原則が明確化される。 <p>○地方公営企業法の理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法により原則非募債主義（借金しないで運営する）、公営企業費の適債化（企業が借金できる）、特別会計化と独立採算制

(税を使わないで運営しようという考え方) が生まれる。

- ・地方公共団体は住民の利害に関係する公共の事務を分担し、住民の福利の増進を図る団体であり、住民の生活に直結するようになれば住民は地方公共団体の活動に関心を抱くようになる。
- ・地方財政法はこの意図の下、公営企業の発展を期待して、公営企業の経費に要する財源については、他の財源の有無にかかわらず地方債に財源を求めることができるとした。

○条件付きの独立採算制

・経費の負担の原則

一般会計または特別会計において、その性質上不適当な経費（行政的経費）や客観的に充てるに困難な経費（不採算経費）は政令で定めることにより、出資、長期貸付、負担金の支出などにより負担するものとした。

- ・前述の負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることとした。
- ・ただし災害復旧その他の特別な理由により必要があり場合は補助ができるとした。

午後

「地方公営企業の改革」の講座

○経営分析として経営指標の説明

- ・経営の健全性。効率性 について次の項目の説明あり

経常収支比率

収益的収支比率

累積欠損金比率

流動比率

企業債残高対給水収益比率

料金回収率

給水原価、処理水原価

施設利用率

有収率

- ・老朽化の状況 について次の項目の説明あり

有形固定資産減価償却率

管路経年化率

管路更新率

これらをもとに分析例が紹介された。

○地方公営企業の経営戦略

- ・市場の中、環境とのかかわり

→ 人口減少、企業立地動向、等の分析必要

- ・長期的、持続可能、シナリオ、基本設計、方向性

→ 施設状況の分析、アセットマネジメントに基づく
10年以上の計画

・資源展開のあり方と変革

→ 投資の合理化、予防保全型修繕、優先順位付け、
財政的な持続可能性、広域化、官民連携

・目標、将来のあるべき姿

→ 意義、必要性、必要なサービス、人口減少下での
公平性（平準化、自己資金確保）、地域の実情に応じて

これらの視点から将来の像について学んだ。

○広域連携の推進

上下水道事業は市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等に大きな効果があると考えられる。

○官民連携について

管理については官が受け持つこととなるが、施設の維持管理や管路工事は共同委託などを民と連携する事例の紹介があった。海外では電気・ガスなどを供給する企業が上下水道事業まで包括して運営に携わるケースがあり、これからは状況によってはこういう連携を柔軟に検討する必要もあるのではないかと思われる。

午前午後の講義を受けて島田市の上下水道事業にも参考となる話が聞けた。島田市の実状と比較しながら今後の長期的な展望を考える時の参考になった。

この後、参加者リストと入手した資料の中の参考になる部分をピックアップ、そして現地での写真を添付することにする。



11月12日(午前・宇野講師) 出席者名簿

都道府県名	議会名	氏名
新潟県	阿賀野市議会	村上清彦
宮崎県	宮崎市議会	冨永千香
静岡県	富士市議会	小山忠之
静岡県	島田市議会	山本孝夫
北海道	栗山町議会	鵜川和彦
北海道	栗山町議会	齊藤義崇
北海道	栗山町議会	鈴木千逸
大阪府	吹田市議会	白石透
奈良県	三宅町議会	渡辺哲久
北海道	栗山町議会	土井道子
福井県	福井市議会	近藤實
静岡県	伊東市議会	鳥居康子
静岡県	湖西市議会	高柳達弥
長崎県	長崎市議会	岩永福子

11月12日(午後・宇野講師) 出席者名簿

都道府県名	議会名	氏名
新潟県	阿賀野市議会	村上清彦
宮崎県	宮崎市議会	冨永千香
静岡県	富士市議会	小山忠之
静岡県	島田市議会	山本孝夫
北海道	栗山町議会	鵜川和彦
北海道	栗山町議会	齊藤義崇
北海道	栗山町議会	鈴木千逸
大阪府	吹田市議会	白石透
北海道	栗山町議会	土井道子
香川県	高松市議会	大見昌弘
福井県	福井市議会	近藤實
静岡県	湖西市議会	高柳達弥
長崎県	長崎市議会	岩永福子
広島県	福山市議会	宮本宏樹

報 告 書

令和 4年 1月 12日

島田市議会議長 大石節雄 様

島田市議会議員 山本孝夫

市政調査研究（調査研究・研修）のため、出張したので報告します。

出張年月日	令和4年1月6日 から 令和4年1月7日まで
研修 研修名、出張先及 び主催者	令和3年度市町村議会議員特別セミナー③ 公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所 千葉県美浜区浜田1丁目1番
報告事項	<p>通称、市町村アカデミーで行われた特別セミナーに同僚議員の森伸一氏と共に参加した。当日は大雪となり静岡では見られない雪景色を横目で見ながらの受講であった。またコロナ対策が徹底される中行われ夕食を兼ねた交流会も開かれなかった。</p> <p>以下各講座の主だった要旨と自分なりに気づいたことを列記する。</p> <p style="text-align: center;">1コマ目</p> <p>演題「自治体のデジタル化をどう進めるか」 講師 東京大学大学院情報学環教授 越塚 登 氏</p> <p>○デジタル・ガバメント実行計画より デジタル3原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デジタルファースト 個々の手続き及びサービスが一貫してデジタルで完結する。 2. ワンスオンリー 一度提出した情報は、二度と提出することを不要とする。 3. コネクテッド・ワンストップ 民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する。

この原則に基づき制度改革を進めなくてはならない。

○IT/ICTの課題

国家的困難に直面した時脆弱さが露呈する。

その時改善がなされ進歩していく。

- ・2011年東日本大震災

災害対策時の情報共有・情報伝達の問題が露呈

→オープンデータ、データ連携

- ・2020年新型コロナウイルス感染流行

定額給付金の問題が露呈

→デジタル庁、マイナンバー、データ戦略

これからはデジタル技術の利活用が課題となってくる。

○日本はデジタル敗戦ばかりではない。

外国に比べデジタルですべてに後れを取っているわけではない。

進歩している点

1. スーパーコンピュータ富嶽の登場
2. 緊急地震速報防災システムの整備
3. エンターテイメントゲームの普及
4. スマートフォンを用いた多様な都市サービス
5. Excelフォームの日本技術の高さ

○行政のデジタル化のポイント

法制度改革が絶対条件である。

1. ハンコや印紙など業務の阻害要因を排除
2. 全国共通のスケールでデジタル化し利便性を図る
戸籍、住民票の管理は自治体ごとで行う必要なし
学校の成績表は全国共通化、学校単位では比較が不均一
3. 自治体ホームページのフォーマット統一化

○DXとは？

企業等がデジタル技術を導入することである。それを実現する時の共通目的は、効率を上げること、イノベーションの価値を増大させることである。

日常業務のデジタル化から進めよ。

- ・会議室にWifiはあるか。
- ・職場内外でファイルの共有が安全にできるか。
- ・職場内でSNSでコミュニケーションができるか。
- ・ペーパーレス会議
- ・職員のスケジュール管理
- ・書類管理の電子化 等々

最重要点は旧態依然のルールでなく制度改革が必要であるということである。それをしないとデジタル化は進まない。

2 コマ目

演題「子どもも保護者も笑顔になれる社会の実現に向けて」

講師 学習院大学文学部教育学科教授 秋田喜代美 氏

○子ども子育て政策は3つの機能を持つ

1. 社会の未来を築く子どもへの投資
2. 男女共同参画 働き手としての女性支援
3. 子どもの権利保障

デジタル社会を迎えるにあたり自治体が共通の計画を立て、それまでばらばらだった子育て環境を統一し、各保育園を支援してゆくべき。親が直接育てる時代から社会が子育てに関与して育ててゆく社会形態に変化していく必要がある。

幼少期における環境が将来の自己形成に大きく影響する。

○組織の一本化

こども家庭庁の基本方針 3つの部門

1. 企画立案・総合調整部門

子ども政策に関連する大綱を作成、推進

2. 成育部門

幼稚園や保育所、認定こども園で、共通の教育・保育内容の基準を文科省と共同で策定

3. 支援部門

- ・いじめ対策
- ・ヤングケアラーの支援
- ・施設や里親の下で育った若者らの支援

○考えられる子ども家庭行政の今後の課題

1. 虐待死亡事例が多い未就園児の把握不足
2. 3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握不足
3. 課題を抱えた家庭や子どもに対する支援不足
4. 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点はそれぞれ設置に向けて全国展開が必要
5. 虐待要因は複合的なため、保健、福祉単独での対応では不十分であり、母子保健と児童福祉との一体化が必要

○子どもに関わる条例の動向

「子ども子育て支援に関する条例」と「子どもの権利に関する総合条例」が増えてきている。

2021年10月現在52自治体

条例タイプは異なるものの今後の動向に注目

エレン・ケイの言葉から

「子どもを育てるということは、子どもの中に生きる喜びと希望を育てること。子どもたちに人間として生きることの喜びと希望を学ばせたい」

3 コマ目

演題「自治体のハラスメント対策と議会」

講師 人事院公務員研修所客員教授 高嶋 直人 氏

○地方自治体のハラスメント対策の疑問点

- ・公務組織と民間組織の相違点を踏まえていない
国の公務員のコンプライアンスは高い。一方民間は低い。
民間より厳しい公務員ルールを定めていながら民間から学ぼうとするのは筋違い。
- ・パワハラ防止と厳しい指導は両立すべきなのに、指導の仕方を教えず、管理職が委縮または責任放棄している。
働きがいのある職場と働きやすい職場は相反するように思われるが、管理職がよく理解し、部下の自由な意見が言っても罰せられない雰囲気を作られたい。
- ・ハラスメント相談員を指名しても研修が不十分で機能せず形だけの相談員になっていないか考えてほしい。
- ・不祥事を個人の問題として片付けない
真の原因を突き止め、防止のため組織的に対策を講じよ。

○議員に求められるコンプライアンス

- ・全体の奉仕者の意識を持って
奉仕者は公務員だけでなく議員も含まれる（憲法第15条）
特別職公務員としての自覚を持って
- ・厳しい議論と人格攻撃とは異なる
お互いの自由で厳しい議論は必要だが人格を否定してはダメ
- ・政治の分野における男女共同参画の推進
法律でセクハラ、マタハラ研修が義務付けられた。

○公務員に適用されるパワハラの定義

「職員に精神的又は身体的苦痛を与える言動」となる以下三つのもの

1. 職務に関する優越的な関係を背景に行われるもの
 - ・抵抗、拒絶できないNOといえない職場関係
 - ・上司に限らない。部下側からのパワハラも該当する。
したがってパワハラ防止研修は全員がやるべき
2. 職員の人格や尊厳を害する又は職員の勤務環境を害することとなるもの

- ・人格や尊厳を害する言動だけでこの要件を満たすことに注意
- ・勤務環境が害されるというのは、能力発揮に重大な悪影響を与えるなど勤務するうえで看過できない支障が生じること
- ・自分基準で物事を判断しない
- ・直接の相手以外の職員の勤務環境を害してもパワハラとなる

3. 業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの

- ・社会通念に照らして、明らかに業務上必要ない、又はその態様が相当でないもの
- ・私的なことを強要すると該当する
- ・目的、内容が良くても手段、方法を誤ればパワハラとなる

○パワハラに該当する言動や行為

- ・暴力・傷害
- ・暴言、名誉棄損、侮辱
- ・執拗な非難
- ・威圧的な行為
- ・実現不可能な無駄な業務の強要
- ・仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視
- ・個の侵害

○見落としがちなパワハラ発生要因

- ・パワハラする人が成果を出している
- ・弱い人もパワハラをする（裏で操っている人がいる）
- ・上から又は周りから見えにくい
- ・年功序列の人事の存在

役職定年制がどんな影響を与えるか考えよ

○自治体のハラスメント防止対策

- ・自治体組織の性格、人事管理の実態に即した対策を講じる
マネジメント上の課題と位置づけ、マネジメントの専門知識人を第3者委員会に活用する。そこには元公務員も含めるのもよい
- ・対策は継続して行う
定期的調査、相談員支援、継続的研修
- ・全員が同じ情報を共有する
首長、議員、職員全員が同じ情報を共有し、組織全体の風土を変えてゆく

4 コマ目

演題「自治体議会の政策力をどう強化するか」

講師 中央大学法学部大学院法学研究科教授 磯崎 初仁 氏

- 自治体議会の改革方向 — 行動する政策機関へ
規則主義・前例主義からの脱皮
 - ・政策検討体制の整備等 → 政策形成型の議会へ
 - ・議会の公開・情報提供等 → 協働型の議会へ
- 地方議会の政策形成の強化 — 4つの戦略
 1. 議員の政策力強化
 - ・政策の視点や枠組みに関する知識の習得
 - ・個別の政策分野や行政実務に関する知識の習得
 - ・問題を分析し対応策を考える力を養う
 - ・議会や会派として議員研修を実施
 2. 議員間討議の拡充
 - ・議員提案の議案を増やす
 条例案の議員提案、予算や総合計画の修正案提示
 - ・議会の意見書の作成と提出
 良い一般質問の重要事項を精査し執行機関に提出
 - ・重要議案の採決前に議員間討議を行う
 3. 議会内の政策検討の体制づくり
 - ・会派を核とし政策づくりを進めること
 定期的な勉強会、継続的な調査研究を行なってゆく
 - ・委員会を拠点として政策検討の習慣をつくること
 講師を招き勉強会、提案条例の研究会を開催する
 - ・問題意識を共有する議員間で勉強会等を行うこと
 12分の1以上の議員の賛同で議案提案は可能である
 条例案や予算修正案を提案することも可能である
 4. 住民・有識者の意見反映・活用
 - ・公聴会制度、参考人制度を活用
 実際に活用例が少ない参考人制度はもっと活用すべき
 - ・議会内の政策検討会等に住民や有識者の参加を求める
 助言者等として依頼し外部の知恵と情報を活用すべき
 - ・傍聴者等に質問・意見を述べる時間を設ける
 現在はその機会はないが懇談会の形で実施の検討も必要
 - ・議員が現場や関係機関を訪問しヒアリングや意見交換を行う
 関係者の話を聞くことを習慣化する必要がある
- 条例制定権の意義と限界

自治体は条例を制定する権限を持つ（憲法94条）
ただし制定権の限界、3つのハードルがある

 - ① 憲法に反しないこと（人権の過度の制限でないこと）
 人権の制限は必要最小限度でなくてはならない
 - ② 当該自治体の事務に関することであること
 国、県に関する事案については制定不可

③法律の範囲内であること（法令に違反していないこと）

1960年代までは厳しかったが現在は柔軟である

○議会事務局のサポートをどう強化するか

議会の政策提案や監視機能の強化が要請される今日、これに対応するため補佐機関である事務局の政策、法務にかかる調査機能の補助体制の整備など、質と量の両面にわたる整備が必要である。

しかし、事務局職員は当該自治体の職員であり、執行部人事と一体となった管理がなされているため、議長の意向が反映されにくいのが実状である。

「講師の私見として」

議会の政策形成機能の向上のためには不可欠であり、議員間・会派間で不公平が無いよう一定のルールを作ったうえで補佐・支援をすべきと考える。

おわりに

今回のセミナーでは多方面にわたるテーマで、なお且つその道の第一人者の話を聞くことができ勉強になった。

デジタルのことはこれから避けられない流れになっており、議員として基本的なことは理解しておく必要がある。

子育てのことは少子化の中、社会が子どもを育ててゆく世の中になってきていると理解した。

パワハラのは目から鱗で今まで気づかなかった自分の行動を顧みる良い機会となった。これまで当局との話し合いの中で自分では意識はしていないもののひょっとして職員に対しパワハラをしてしまったかもしれないと心配となった。また住民に対しても自分を律し言動には注意すべきと反省するばかりである。

議会政策力については島田市議会が住民の負託にこたえるべき歩みをするため参考になる視点が学べた。